



JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2025 SAGA

開催要項

1. 趣旨

JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH(ジャパングেমズジュニアユース)は、1963(昭和38)年に全国スポーツ少年大会として第1回目を開催して以来、全国都道府県代表の団員及び指導者等の参加のもと、集団生活を行い、スポーツ活動・文化学習活動・野外活動・交歓交流活動等を通して、青少年のこころとからだを育てるとともに、スポーツ少年団活動をより一層促進し、地域における活動の活性化を図ることを目的とした大会である。

また、大会はリーダーの育成を考慮したスポーツ交歓交流大会である。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団

公益財団法人佐賀県スポーツ協会佐賀県スポーツ少年団

3. 主管

JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH 2025 SAGA 実行委員会

4. 後援(予定)

スポーツ庁、佐賀県、佐賀県教育委員会、唐津市、唐津市教育委員会、玄海町、玄海町教育委員会

5. 支援(予定)

独立行政法人日本スポーツ振興センター

6. 協力(予定)

公益財団法人ミズノスポーツ振興財団

7. 期日

2025年7月31日(木)～8月3日(日) 3泊4日

8. 会場

開会式	佐賀県立名護屋城博物館ホール 〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋 1931-3 TEL 0955-82-4905
主会場・宿舍	佐賀県波戸岬少年自然の家 〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋 5581-1 TEL:0955-82-5507

文化学習活動	・鏡山 〒847-0022 佐賀県唐津市鏡 ・虹の松原 〒847-0022 佐賀県唐津市東唐津～浜玉 ・唐津城 〒847-0016 佐賀県唐津市東城内 8-1 TEL:0955-72-5697 ・曳山展示場 〒847-0816 佐賀県唐津市新興町 2881-1 TEL:0955-73-4361
スポーツ活動 交歓交流活動	・玄海町社会体育館 〒847-1422 佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809-22 TEL:0955-52-6310 ・玄海みらい学園体育館 〒847-1422 佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809-6 TEL:0955-80-0233

9. プログラム

大会日程:別紙参照

活動内容:スポーツ活動、文化学習活動、野外活動、交歓交流活動

10. 参加資格

参加団員及び引率指導者は、下記条件を満たす者で、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者とする。

参加団員は各都道府県 5 名を上限とするが、内訳(年齢及び男女比)については都道府県にて決定するものとする。

なお、参加にあたっては、団員 1 名以上及び引率指導者 1 名とする。

(1) 団 員

- ① 令和 7 年度に団員登録をし、令和 7 年 4 月 1 日現在、中学 1 年生から高校 3 年生までに相当する年齢の者とする。

ただし、ジュニア・リーダー資格を有しており、かつ、所属の都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する場合に限り、小学 6 年生の者でも参加を認める。

- ② 集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者。
- ③ 保護者から大会参加の承諾を得た者。
- ④ 大会の参加にあたり所属都道府県スポーツ少年団が実施する事前研修を受けた者。

(2) 引率指導者

- ① 令和 7 年度にスポーツ少年団に指導者として登録し、スポーツ少年団の理念を学んだ者。
- ② 令和 7 年度にスポーツ少年団に「役員」、「スタッフ」として登録している者で、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(「JSPO 資格」)を保有(日本サッカー協会公認 C 級コーチライセンス以上、日本バスケットボール協会公認 C 級ライセンス以上の資格を保有する者、令和 6 年度 JSPO 資格養成講習会受講修了者を含む)し、スポーツ少年団の理念を学んだ者。

③ 集団指導の能力に優れ、状況に応じた対応ができ、かつ大会運営に協力できる者。

※大会参加者は、原則として、大会主催者の指定する宿舎に宿泊し、全日程に参加する。

11. 参加経費

(1) 参加料

団員・引率指導者とも、一人につき 20,000 円とする。

なお、辞退者が生じた場合を含め、原則として参加料納入後の返金はいたしませんので、予めご承知おきください。

(2) 交通費

別に定める大会旅費基準により参加者の交通費を補助する。(開催県参加者を除く)

なお、JSPO からの参加者に対する交通費支給後に、辞退者が生じた場合、都道府県スポーツ協会は、辞退した参加者分の交通費を返金すること。

(3) 滞在費

大会期間中の宿泊・食事代等の必要経費については、主催者が負担する。

12. 服装

(1) 開会式及び指定された活動では、参加者全員が受付時に配布する大会Tシャツ・帽子等を着用すること。

(2) スポーツ活動及び野外活動時の服装等を持参すること。

(所属都道府県名、氏名を適宜明記しておくこと)

13. 個人携行品

健康保険証、活動しやすい服装(長袖・長ズボン・トレーニングウェアを含む)、タオル、運動靴(室内用・屋外用)、着替え、入浴・洗面用具、筆記用具、個人常備薬、雨具、民芸品等 500 円程度の物[参加者全員(引率指導者も含む)、交歓交流活動で使用]

※ 施設備え付けの入浴用品や携行品の詳細については参加者に別途通知する。

14. 集合・解散

(1) 集合

日時:令和 7 年 7 月 31 日(木) [受付]11:30~13:00

場所:佐賀県立名護屋城博物館(JR 唐津駅から計画輸送、JR 唐津駅に 11:00 までに集合)

※ 配布物支給および記念撮影があるので時刻厳守のこと。[13:00までに着席]

(2) 解散

日時:令和 7 年 8 月 3 日(日)11:00

場所:佐賀県波戸岬少年自然の家(JR 唐津駅まで計画輸送)

15. 計画輸送

(1) 集合

JR 唐津駅から佐賀県立名護屋城博物館まで計画輸送を行う。

(2) 解散

佐賀県波戸岬少年自然の家から JR 唐津駅まで計画輸送を行う。

※計画輸送の詳細は、参加申込締切後各都道府県スポーツ少年団に連絡する。

16. 参加申込み

(1) 申込方法

- ① 参加希望者は、所属する都道府県スポーツ少年団に問い合わせの上、申し込むこと。
- ② 各都道府県スポーツ少年団は、参加希望者を取りまとめ、スポーツ少年団登録システムから日本スポーツ少年団宛に申し込むこと。

(2) 申込期限

令和 7 年5月26日(月)〔都道府県スポーツ少年団→日本スポーツ少年団〕

(3) 参加料納入

都道府県スポーツ少年団は、当該人数分の参加料を所定の期日までに日本スポーツ協会に納入すること。

※詳細は参加者決定通知時に都道府県スポーツ少年団に連絡する。

17. キャンセル料の取り扱い

- (1) 参加者(個人)が負担する費用に関するキャンセル料について、主催者はその責任を負わない。

- (2) 「大会開催に際し、主催者が負担する費用(宿泊費、食事代等)」のキャンセル料については、以下のとおりとする。

- ① 主催者の事情または天災地変や伝染病の流行、大会会場・輸送等の機関のサービスの停止もしくは官公庁の指示等の主催者が管理できない事由により大会内容の一部変更または中止となった場合
→ 当該キャンセル料は、主催者が負担する。
- ② 大会参加申込後、参加者(個人)の事情により参加を辞退した場合
→ 当該キャンセル料は、原則として推薦都道府県または参加者(個人)が負担する。
- ③ 大会参加のための移動中および大会開催期間中・大会プログラム活動中における怪我や病気等で、その後の大会に参加できなくなった場合
→ 当該キャンセル料は、大会実行委員会が認めた場合を除き、推薦都道府県 または参加者(個人)が負担する。大会実行委員会が認めた場合は主催者が負担する。

- (3) 上記②または③のキャンセル料は、推薦都道府県から開催都道府県の口座に振り込むものとする。キャンセル料の詳細については、開催都道府県から推薦都道府県に別途連絡する。

18. 個人情報及び肖像権の取扱いについて

- (1) JSPO は、大会開催にあたり、以下の目的のために個人情報を取得する。

- ① 大会の申込み手続き及び参加資格審査
- ② 大会運営上必要なプログラム編成及び作成
- ③ 大会時のアナウンス
- ④ 大会報告掲載にかかわること(表彰、掲示板、ホームページ、大会報告書、報道等)
- ⑤ 大会運営に必要な連絡
- ⑥ 大会関係機関・団体または当協会に認められた企業からの情報提供

(2) 当協会は、個人情報を以下のとおり共同利用する。

共同して利用される 個人情報の項目	・参加申込書に記載されている情報 ・大会中に取得した情報(大会内容、大会中に撮影した写真及び映像)
共同して利用する者の 範囲	■主催・主管団体 ・ 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団 ・ 公益財団法人佐賀県スポーツ協会佐賀県スポーツ少年団 ・ JAPAN GAMES JUNIOR&YOUTH 2025 SAGA 実行委員会 ■参加者が申込手続きを行う団体 ・ 当該都道府県スポーツ少年団 ※ 当該参加者が申込手続きを行う都道府県スポーツ少年団以外には提供されない
共同して利用する者の 利用目的	■主催・主管団体 ・ 上記(1)に記載の内容 ■参加者が申込手続きを行う団体・大会の申込手続き及び参加資格審査
個人情報の管理責任者	公益財団法人日本スポーツ協会 会長 遠藤利明 東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

- (3) 大会内容は、参加申込書に記載されている情報(氏名、都道府県)とともに主催者及び主管団体を通じた公開、大会関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載、次回以降の大会プログラムへの掲載等で公表することがある。
- (4) 大会関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ、インターネット等によって掲載されることがある。
- (5) 当協会は、本人またはその代理人から、保有する個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求があった場合、法令に則って、所定の手続に従い、誠意をもって対応する。また、本人から利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、法令に則って、所定の手続に従い、遅滞なく通知する。これらの請求については、JSPO 少年団課(jjsa@japan-sports.or.jp)まで連絡すること。
- (6) JSPO の個人情報保護方針は以下 URL から確認すること。
<https://www.japan-sports.or.jp/privacy/policy.html>

19. 傷害保険

大会期間中(前後の移動日を含む)、JSPO は、開催基準要項に基づき、参加者全員を被保険者とした傷害保険に加入する。

(1) 支払われる保険金

- | | |
|-----------|------------------------|
| ① 死亡保険 | 200 万円 |
| ② 後遺障害保険金 | 後遺症の程度に応じて 6 万円～200 万円 |
| ③ 入院保険金 | 日額 3,000 円(180 日限度) |

④ 通院保険金 日額 2,000 円(90 日限度)

(2) 保険金の支払いについては、事故による傷害が対象となり疾病は対象とならない。事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完了まで支払い、その後、本人が所定の保険金請求手続きを行うことにより保険金が支払われる。

(3) なお、その他保険金支払いにかかる詳細については、傷害保険普通保険約款および国内旅行保険金特約条項による。

20. その他

(1) 参加者は、大会期間中全日程に参加し、早退その他の自由行動は認めない。

(2) 食事については、大会第 1 日目の昼食から最終日の昼食まで主催者で準備する。

(3) 各都道府県スポーツ少年団は、参加者に対する事前研修を実施すること。

(4) 大会参加のための乗車券等の手配は、早めに行うこと。

21. 問合せ先

JAPAN GAMES JUNIOR&YOUTH 2025 SAGA 実行委員会

〒849-0923 佐賀県佐賀市日の出二丁目 1-11 佐賀県スポーツ会館

公益財団法人佐賀県スポーツ協会佐賀県スポーツ少年団 宛

TEL:0952-30-7716 E-mail:info@sagaken-sports.com

※ 本事業は「スポーツ振興くじ」の助成を受けて実施しています。

スポーツくじ



NO!
スポハラ

～スポーツ・ハラスメント（暴力・暴言・ハラスメントなど）に、

みんなが『NO！』と言う社会を目指して～

